

ゆめふぉん通話料半額契約約款
笠岡放送株式会社

目次

第1章 総則.....	5
第1条（約款の適用）	5
第2条（約款の変更）	5
第3条（用語の定義）	5
第2章 本サービスの内容等	8
第4条（本サービスの内容）	8
第3章 本サービスの提供区間等.....	9
第5条（本サービス提供区間等）	9
第4章 契約.....	10
第1節 本サービスに係る契約.....	10
第6条（契約の単位）	10
第7条（本サービス契約申込の承諾）	10
第8条（本契約に基づく権利の譲渡の禁止）	10
第9条（本契約者が行う本契約の解除）	10
第10条（当社が行う本契約の解除）	11
第11条（発信番号通知）	11
第12条（その他の提供条件）	11
第5章 利用中止及び利用停止.....	12
第13条（利用中止）	12
第14条（利用停止）	12
第15条（接続休止）	12
第6章 通信.....	14
第16条（通信利用の制限等）	14
第17条（通信時間等の制限）	14
第18条（協定事業者の制約による制限）	14
第19条（通信時間の測定等）	15
第7章 料金等.....	16
第1節 料金等に関する費用.....	16
第20条（料金等に関する費用）	16
第2節 料金等の支払義務	16
第21条（利用料の支払義務）	16
第3節 料金の計算方法等	16

第 22 条 (料金の計算方法等)	16
第 4 節 割増金及び遅延損害金.....	16
第 23 条 (割増金)	16
第 24 条 (遅延損害金)	16
第 8 章 保守.....	17
第 25 条 (修理又は復旧の順位)	17
第 9 章 損害賠償	18
第 26 条 (責任の制限)	18
第 27 条 (免責)	18
第 10 章 個人情報保護.....	19
第 28 条 (個人情報保護)	19
第 11 章 雑則.....	20
第 29 条 (承諾の限界)	20
第 30 条 (契約者の義務)	20
第 31 条 (契約者からの通知)	20
第 32 条 (当社からの通知)	20
第 33 条 (契約者の氏名等の通知)	20
第 34 条 (法令に規定する事項)	21
第 35 条 (分離可能性)	21
第 36 条 (準拠法)	21
第 37 条 (専属的同意管轄裁判所)	21
第 38 条 (定めなき事項)	21
第 39 条 (禁止事項)	21
別記.....	23
1 本サービスの提供区間等	23
2 契約者の地位の承継.....	23
3 当社の維持責任.....	23
4 当社が行う自営端末設備の状態確認	23
5 新聞社等の基準.....	23
料金表.....	25
通則.....	25
1 (料金額の表示)	25
2 (利用料等の設定)	25
3 (料金の計算方法等)	25
4 (料金月の起算日の変更)	25
5 (端数処理)	25

6 (料金等の支払い)	25
7 (消費税相当額の加算)	25
8 (料金等の臨時減免)	26
第1表 料金.....	27
第1 利用料.....	27
1-1 適用	27
第2 料金額.....	28
2-1 30秒10円プランに係るもの.....	28
ア 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの..	28
イ ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係るもの	28
ウ 外国への通信に係るもの	28
別表1.....	30
(1) 直加入電話等設備に係るもの.....	30
ア 電気通信番号規則第9条第1号に係るサービス.....	30
(ア) 当社に係るもの	30
(イ) 協定事業者に係るもの	30
イ 電気通信番号規則別表第1第11号に係るサービス	33
(ア) 当社に係るもの	33
(イ) 協定事業者に係るもの.....	33
(2) 携帯自動車電話設備に係るもの.....	34
(3) PHS設備に係るもの.....	35

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 1 笠岡放送株式会社（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、ゆめふおん通話料半額契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス網を使用して行う電気通信サービスであるゆめふおん通話料半額サービス（以下「本サービス」といいます。）（当社が本約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。
- 2 本約款は、ゆめふおん契約約款（以下「基本約款」といいます。）の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- 3 基本約款と本約款が抵触する場合、本約款が優先して適用されます。

第2条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、変更後の約款の内容を当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）に掲載する方法で告知するものとします。

第3条（用語の定義）

- 1 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
基本契約	当社のゆめふおんサービス契約
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電話サービス網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）

本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）又はIP電話設備（電気通信番号規則別表第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。）であって、別表1に掲げる当社又は協定事業者との契約に基づいて設置されるもの
携帯自動車電話設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るもの
ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備	別表1に掲げるワイドスター通信サービス契約約款に係る電気通信設備
PHS設備	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される協定事業者

	に係るもの
直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備、ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備又はPHS設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 本サービスの内容等

第 4 条（本サービスの内容）

1 本サービスの内容は以下のとおりです。

内容
契約者が指定する携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号を、あらかじめ当社の電気通信設備に登録（以下「登録電話番号」といいます。）し、その登録電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等（当社が別に定めるものに限ります。）の電話番号に当社が付与した番号（0037-692 とします。）を前置して行う通信を、当社の装置に一旦着信させた後に接続する機能であって、当社が定める料金額を契約者に課金するサービス。

2 本サービスには、第 1 表 料金に規定する料金品目があります。

第3章 本サービスの提供区間等

第5条（本サービス提供区間等）

- 1 当社の本サービスは、別記1 本サービスの提供区間等に定める提供区間等において提供します。

第4章 契約

第1節 本サービスに係る契約

第6条（契約の単位）

1 当社は、1の基本契約の申込ごとに1の本契約を締結します。この場合において、本契約者は、1の本契約につき1人に限ります。

第7条（本サービス契約申込の承諾）

1 当社は、本契約の申込があったときは、基本契約の申込を承諾した場合に限り、本契約の申込を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) フュージョン・モバイルチョイスをご契約されている場合。
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 本契約の申込をした者（以下、この条では、「申込者」といいます。）が、本サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 申込者が、第14条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、当社サービスの利用を停止され、又は当社サービスの契約解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者が、申込にあたり虚偽の内容を提出したとき。
- (6) 申込者の登録電話番号が、電話サービス等契約約款において提供する第三者課金機能利用サービスの登録電話番号と同一であるとき。
- (7) その他、本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (8) 料金表で定める提供条件に適合しない場合。

3 当社は、前項の規定により、その本契約の申込を承諾しない場合は、あらかじめ申込者に、その旨を通知します。

第8条（本契約に基づく権利の譲渡の禁止）

1 本契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第9条（本契約者が行う本契約の解除）

1 本契約者が、当社が指定する方法により基本契約を解除する場合、本契約についても解除の申出があったものとみなします。本サービスのシステムの都合上、基本契約の解除された日から、本契約の解除が完了するまでに日数を要することを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第 10 条（当社が行う本契約の解除）

- 1 当社は、第14条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。
- 2 当社は、本契約者が第14条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が本サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止しないで本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社から連続して12ヵ月間利用料の請求を行うことがない場合、本契約を解除することがあります。
- 4 当社は、本契約者から、登録電話番号に係る携帯自動車電話設備等契約の解除、利用休止又は譲渡をした旨の通知があったとき、又はその事実を知ったときは、本契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前3項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、本契約者にその旨を通知します。

第 11 条（発信番号通知）

- 1 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。
ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の第26条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

第 12 条（その他の提供条件）

- 1 本契約に関するその他の提供条件については、別記2 契約者の地位の承継及び別記3 当社の維持責任に定めるところによります。

第5章 利用中止及び利用停止

第13条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第16条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（本約款及び第1表 料金の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を支払わないときは、当該料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第30条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、本約款及び第1表 料金の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- 3 当社は、当社と複数の本契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての本契約に係る本サービスの利用を停止することがあります。

第15条（接続休止）

- 1 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者が本サービスを全く利用できなくなったときは、本サービスについて接続休止（本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、本サービスについて、契約者からの本契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスを接続休止しようとするときは、あらかじめ当該契約者にその旨を通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、接続休止をした日から起算して1年間とし、接続休止の期間を経過した日において、当該本契約は解除されたものとして取り扱います。
この場合、当該契約者にその旨を通知します。

第6章 通信

第16条（通信利用の制限等）

1 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5 新聞社等の基準の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。

第17条（通信時間等の制限）

1 第16条（通信利用の制限等）の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

第18条（協定事業者の制約による制限）

1 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、本サービスを利用

できない場合があります。

第 19 条（通信時間の測定等）

1 本サービスに係る通信時間の測定等については、第1表 料金に定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金等に関する費用

第20条（料金等に関する費用）

1 当社が提供する本サービスの料金を、第1表 料金に定めます。

第2節 料金等の支払義務

第21条（利用料の支払義務）

1 契約者は、当社が測定した通信時間と第1表 料金の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。

2 契約者は、本サービスに関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、第1表 料金に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその事情を斟酌するものとします。

第3節 料金の計算方法等

第22条（料金の計算方法等）

1 料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、第1表 料金通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

第23条（割増金）

1 契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第24条（遅延損害金）

1 契約者は、本サービスの料金の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該料金とその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払料金額に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第8章 保守

第25条（修理又は復旧の順位）

1 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第16条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記5 新聞社等の基準の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

第26条（責任の制限）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、当該本サービスが全く利用できない状態（当該本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上当該状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

料金表第1表に規定する利用料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（料金表に規定する料金月をいいます。）の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

第27条（免責）

1 当社は、本約款等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

2 当社は、本サービスの提供により、契約者らに損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 10 章 個人情報保護

第 28 条（個人情報保護）

- 1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）。
 - (2) 当社のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービスに関する紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること。
 - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、契約者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託できるものとします。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 11 章 雑則

第 29 条（承諾の限界）

1 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、当該請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、当該請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由を当該契約者に通知します。

第 30 条（契約者の義務）

1 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。

第39条（禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

第 31 条（契約者からの通知）

1 契約者との基本契約に基づき登録された内容及び当社が別に定める内容に変更があったときは、契約者は、その内容について速やかに当社が指定する方法により当社へ通知するものとします。

（注）本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

登録電話番号に係る携帯自動車電話設備及びPHS設備の契約の解除、利用休止又は譲渡（ただし、携帯電話番号ポータビリティ（登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。）に係る契約の解除を除きます。）

第 32 条（当社からの通知）

1 当社は、契約者への通知方法として当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）への掲示、あるいは契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。

第 33 条（契約者の氏名等の通知）

1 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と本サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

第 34 条（法令に規定する事項）

1 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 35 条（分離可能性）

1 本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 36 条（準拠法）

1 本約款は、日本国法を準拠法とします。

第 37 条（専属的同意管轄裁判所）

1 契約者らは、本約款または本サービスに関する紛争は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 38 条（定めなき事項）

1 本約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、契約の主旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

第 39 条（禁止事項）

1 契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

(5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(7) 他人になりすまして本サービスを利用する行為

(8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為

(9) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為

(10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為

(11) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為

(12) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

別記

1 本サービスの提供区間等

(1) 当社の本サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

相互接続点と当社が必要により設置する電気通信設備との間又は当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める者により設置される電気通信設備との接続点との間

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

4 当社が行う自営端末設備の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

5 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とす

	る通信社
--	------

料金表

通則

1（料金額の表示）

本契約に係る料金額の表示は税別額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）を表示します。

2（利用料等の設定）

本契約に係る当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。

ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

3（料金の計算方法等）

当社は、契約者が本契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

4（料金月の起算日の変更）

当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5（端数処理）

当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

6（料金等の支払い）

契約者は、本契約に係る料金を口座振替により支払うものとします。

ただし、口座振替により支払が完了しない場合、当社が発行する請求書によって支払うものとします。

7（消費税相当額の加算）

第21条（利用料の支払義務）の規定その他本約款の料金表に定める料金の額は、この料金表に規定する税別額に消費税を加算した額とします。

ただし、外国への通信に係る料金については、この限りではありません。

8 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 利用料

1 本サービス契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容				
(1)料金プラン等	ア 本サービスには、以下の料金プランがあります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金プラン</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30秒10円</td> <td>2 料金額2-1に定めるものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	料金プラン	内容	30秒10円	2 料金額2-1に定めるものとします。
	料金プラン	内容			
30秒10円	2 料金額2-1に定めるものとします。				
(2)利用料の適用及び通信時間の測定等	<p>ア 利用料の算定は、1回の本サービスに係る通信について、2料金額に規定する秒数までごとに行います。</p> <p>イ 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等、本サービスに係る利用者の責任によらない理由により接続を打ち切ったときは、1-2（利用料）に規定する秒数に満たない通信時間は、利用料の算定に含みません。</p>				
(3)当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去6料金月間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前6料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>（1）過去2ヵ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の</p>				

	<p>実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2ヵ月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
--	--

第2 料金額

2-1 30秒10円プランに係るもの

(1) 利用料

ア 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

区分	料金額 (税別)
利用料	30秒までごとに10円

イ ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係るもの

区分	料金額 (税別)
利用料	30秒までごとに30円

ウ 外国への通信に係るもの

取扱地域	料金額(免税)
アメリカ合衆国(ハワイ、グアム及びアラスカを含みます)、イタリア共和国、インドネシア共和国、オーストラリア、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパン、シンガポール共和国、スペイン、スイス連邦、タイ王国、大韓民国、中国人民共和国(香港及びマカオを含みます)、台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、フィリピン共和国、バチカン市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、マレーシ	30秒までごとに10円

ア、ロシア連邦	
<p>備考</p> <p>1. 通信利用の制限について</p> <p>オーストラリア、フランス共和国、スペイン、ロシア連邦については、利用を制限している番号帯があります。当社はその番号帯を当社ウェブサイト上 (http://home.kcv.ne.jp/) に掲載します。</p>	

別表 1

音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等

(1) 直加入電話等設備に係るもの

ア 電気通信番号規則第9条第1号に係るサービス

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
楽天コミュニケーションズ株式会社	電話サービス等に係る 直収通信契約、直収電話契約又は着信用直収電話契約	電話サービス等契約約款

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コム	電話等サービスに係る	電話等サービス契約約款

ニ ケーションズ株式会社	専用アクセス契約	
KDD I 株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約 総合デジタル通信サービスに係る ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款 総合デジタル通信サービス契約約款
	F T T H電話サービスに係る F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	光ダイレクトサービスに係る 光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款
	電話サービスに係る 直加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る 直加入通信契約	ビジネスダイレクトサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約又は加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約又はデジタル加入通信契約 I P電話サービスに係る 第3種IP契約、第4種IP契約 第5種IP契約、第6種IP契約	電話サービス等契約約款 I P電話サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第2種 I P電話契約又は第3種 I P電話契約	I P電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款

ン株式会社	オフィス光電話サービス契約 第2種 I P セントレックス契約 光電話集合単体サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款 I P 電話サービス契約約款 光ネット集合一括サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	音声利用 I P 通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	I P 電話サービス契約 音声利用 I P 通信網サービス契約	I P 電話サービス契約約款 音声利用 I P 通信網サービス契約
株式会社 S T N e t	光電話サービス契約約款	光電話サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	第2種 I P 電話サービス契約	I P 電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム関東	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムウエスト	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム福岡	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム北九州	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット神戸芦屋	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社メディアさいたま	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会	電話サービスに係る	電話サービス契約約款

社	加入電話契約	
株式会社ジェイコム札幌	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービスに係る 直加入契約	UCOM光サービス契約約款
KVH株式会社	総合デジタル通信サービスに係る ISDN契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ZIP Telecom株式会社	ZIP Telecom電話サービスに係る ZIP Telecom電話サービス契約	ZIP Telecom電話サービス契約約款
ベライゾンジャパン合同会社	電話等加入契約	電話サービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款

イ 電気通信番号規則別表第1第11号に係るサービス

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
楽天コミュニケーションズ株式会社	IP電話サービスに係る IP電話契約	電話サービス等契約約款
	本サービスに係る 第1種音声通信契約、第2種 音声通信契約、第3種音声通 信契約及び第4種音声通信契 約	IPデータ通信網サービス 契約約款
	本サービス	特定IPデータ通信網サービ ス契約約款

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンク株式会社

株式会社NTTぷらら
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
KDDI株式会社
東北インテリジェント通信株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
株式会社STNet
九州通信ネットワーク株式会社
アルテリア・ネットワークス株式会社
ZIP Telecom株式会社
株式会社NTTドコモ

(2) 携帯自動車電話設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	FOMAサービスに係る契約 Xiサービス契約に係る契約	FOMAサービス契約約款 Xiサービス契約約款
	ワイドスター通信サービスに係る契約	ワイドスター通信サービス契約約款
KDDI株式会社	au契約 LTE契約	au(WIN)通信サービス契約約款 au(LTE)通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	au契約 LTE契約	au(WIN)通信サービス契約約款 au(LTE)通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3G通信サービスに係る 3Gサービス契約	3G通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	ワイモバイル通信サービスに係る契約 EMOBILE通信サービスに係る契約	ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編) EMOBILE通信サービス

		ス契約約款（EMOBILE編）（電話）
--	--	---------------------

(3) PHS設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社 株式会社ウィルコム沖縄	ワイモバイル通信サービス に係る契約 ウィルコム通信契約	ワイモバイル通信サービス 契約約款（PHSサービス 編） ウィルコム通信サービス契 約約款

附 則 （平成 30 年 4 月 15 日 制定）

- 1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができますものとします。
- 2 本約款は、平成 30 年 4 月 15 日から施行します。